

審第2072号-1
答申第608号
令和6年8月8日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年11月13日付け障推第1999号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第890号

平成29年9月6日付けで審査請求人から提起された、平成29年7月21日付け障推第
977号で行った行政文書開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年5月22日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「千葉県救急医療センターと千葉県精神科医療センターと千葉県精神保健福祉センターが統合・移転・再整備・修築・増改築・一体的整備等することに関する情報一切。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、病院局や議会や国や県や市等からの文書、病院局や議会や国や県や市等宛ての文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、用地取得に関する文書、建設方法、視察見学、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他でのメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文

書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。

少なくとも、千葉県精神保健福祉センター、出納局は担当課にお含めください。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として「救急医療センター・精神科医療センターの一体的への精神保健福祉センターの追加について（依頼）＜平成28年9月13日付障第2210号＞」（以下「本件対象文書1」という。）及び「（仮称）千葉県総合救急災害医療センター建築工事基本設計業務委託等の費用の負担に係る協定の締結について＜平成29年5月1日付障推第395号＞」（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と合わせて「本件各対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、平成29年7月21日付け障推第977号で行政文書開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成29年9月6日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、本件対象文書が原処分の特

定されたもので尽くされるとは、到底、考えられない。

3 反論書の要旨

- (1) 救急医療センターと精神科医療センターの一体的整備に精神保健福祉センターを追加することを依頼することを精神保健福祉センター内部で決定したことに関する文書が一切、特定されていない。
- (2) 一体的整備事業は、大事業であるから、本件で特定された文書で特定し尽くされているとは、到底考えられない。
- (3) 結論のみを記載した文書のみが特定された嫌いがある。経緯や検討過程等の文書も一切特定されていない。
- (4) 精神医療審査会は、千葉県精神科医療センターに強制入院させられた人が強制入院の是非や処遇改善を請求するものを審査する場である。その精神医療審査会は精神保健福祉センターに設置されているため、公平性や中立性の担保が重要になることは言うまでもなく、障害者の権利条約、自由権規約、拷問禁止条約等からの国連勧告やガイドラインでも指摘されていることである。その公平性や中立性の担保を検討したことに関する文書が何ら特定していない。
- (5) 慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。
しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。
慣例に従って、再度の探索をすべきである。
- (6) したがって、文書の特定について不備があり、改めて文書を特定すべきである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 処分内容及び理由について

(1) 対象行政文書の特定について

本件請求を受け、本件各対象文書を特定し、本件決定を行った。

(2) 本件各対象文書の内容

ア 本件対象文書1は、千葉県病院局で進めている救急医療センターと精神科医療センターの一体的整備に精神保健福祉センターの追加を依頼するものである。

イ 本件対象文書2は、救急医療センター、精神科医療センター及び精神保健福祉センターの一体的整備に係る事業費の費用負担に係る協定を病院局長と締結するものである。

(3) 処分の理由

本件対象文書1・2ともに不開示情報が含まれていないため、開示とした。

2 弁明の内容

審査請求人は、「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、本件対象文書が原処分で特定されたもので尽くされるとは、到底、考えられない。」と主張する。

しかしながら、本件審査請求申立後、該当する文書を再度探索したが、本件対象文書1・2以外の対象文書は不存在であり、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求の対象となる行政文書の特定

審査請求人は、本件決定の取消しを求めており、本件請求に係る行政文書の特定漏れを主張していることから、次のとおり検討する。

(1) 審査請求人は、反論書において、前記第3 3 (1) から (3) までのとおり主張している。

そこで、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は再度、審査請求人の上記主張に係る行政文書を探索したが、本件対象文書1の外に保有していないとのことであった。

そうすると、審査請求人が「救急医療センターと精神科医療センターの一体的整備に精神保健福祉センターを追加することを依頼することを精神保健福祉センター内部で決定したことに係る文書が、一切特定されていない」と主張する行政文書について、本件対象文書1の外に本件請求に係る行政文書を保有していないとの実施機関の説明に不自然及び不合理な点は認められない。

(2) また、審査請求人は、反論書において、前記第3 3 (4) のとおり主張してい

る。

そこで、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、精神医療審査会に関する業務は、千葉県精神保健福祉センターが所管しており、障害者福祉推進課では当該業務に関する行政文書を保有していないとのことであった。また、精神医療審査会では、千葉県精神保健福祉センター等の一体的整備について検討しておらず、また、同センターにおいて、一体的整備事業に関し、精神医療審査会の公平性等を検討したことに関する行政文書は保有していないとのことであった。

そうすると、審査請求人が「精神医療審査会」の「公平性や中立性の担保を検討したことに関する文書が何ら特定していない」と主張する行政文書について、行政文書を保有していないとの実施機関の説明に不自然及び不合理な点は認められない。

(3) さらに、当審査会が、本件請求に係る行政文書について、実施機関に再度探索を求めたが、本件各対象文書を除き発見されなかった。

(4) したがって、本件各対象文書の外に本件請求に係る行政文書を保有していないとの実施機関の説明に不自然及び不合理な点は認められない。

2 結論

実施機関の決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年11月14日	諮問書の受付
平成29年11月20日	反論書の写しの受付
令和5年5月29日	審議
令和5年10月30日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保 隼 哉	弁護士	
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)